

第1 利用者のために

1 調査の概要

(1) 調査の目的

2010年世界農林業センサスは、平成22年を調査年とする農林業構造統計（統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計）を作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備するとともに、国際連合食糧農業機関（FAO）の提唱する2010年農業センサスのための世界計画の趣旨に従い、各国農林業との比較において我が国農林業の実態を明らかにすることを目的とする。

(2) 調査の対象

規定（2 用語の解説「農林業経営体」参照）に該当するすべての農林業経営体（試験研究機関、教育機関、福利厚生施設その他の営利を目的としない農林業経営体を除く）を対象とした。

(3) 調査期日

平成22年2月1日現在で実施した。

(4) 調査方法

農林水産省—都道府県—市区町村—指導員—調査員の実施系統で行う調査員調査で、農林業経営体による自計調査により実施した。

2 用語の解説

(1) 農林業経営体

農林業経営体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

(1) 経営耕地面積が30a以上の規模の農業

(2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の外形基準以上の農業

① 露地野菜作付面積	15a
② 施設野菜栽培面積	350 m ²
③ 果樹栽培面積	10a
④ 露地花き栽培面積	10a
⑤ 施設花き栽培面積	250 m ²
⑥ 搾乳牛飼養頭数	1 頭

	⑦肥育牛飼養頭数	1 頭
	⑧豚飼養頭数	15 頭
	⑨採卵鶏飼養羽数	150 羽
	⑩ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽
	⑪その他	調査期日前 1 年間における農業生産物の 総販売額 50 万円に相当する事業の規模
	(3)権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が 3ha 以上の規模の林業（調査実施年を計画期間に含む「森林施業計画」を策定している者又は調査期日前 5 年間に継続して林業を行い育林又は伐採を実施した者に限る。）	
	(4)農作業の受託の事業	
	(5)委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業（ただし、素材生産については、調査期日前 1 年間に 200 m ³ 以上の素材を生産した者に限る。）	
農業経営体	「農林業経営体」の規定のうち(1)、(2)又は(4)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。 なお、2000 年世界農林業センサスでは、販売農家、農家以外の農業事業体及び農業サービス事業体を合わせた者となる。	
林業経営体	「農林業経営体」の規定のうち(3)又は(5)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。	
家族経営体	「農林業経営体」の規定のうち、世帯単位で事業を行う者をいう。	
組織経営体	「農林業経営体」の規定のうち、世帯単位で事業を行わない者（家族経営でない経営体）をいう。	
(2) 組織形態別		
法人化している (法人経営体)	「農林業経営体」の規定のうち、法人化して事業を行う者をいう（一戸一法人は含まれる。）。	
農事組合法人	農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）に基づき農業生産について協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいう。	
会社	以下に該当するものをいう。	

株式会社	会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいう。なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）に定める特例有限会社の組織形態をとっているものを含む。
合名・合資会社	会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づき、合名会社または合資会社の組織形態をとっているものをいう。
合同会社	会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づき、合同会社の組織形態をとっているものをいう。
各種団体	以下に該当するものをいう。
農協	農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）に基づき組織された組合で、農業協同組合、農業協同組合の連合組織（経済連等）が該当する。
森林組合	森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）に基づき組織された組合で、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当する。
その他の各種団体	農業災害補償法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づき組織された農業共済組合や農業関係団体、または森林組合以外の組合、愛林組合、林業研究グループ等の団体が該当する。林業公社（第 3 セクター）もここに含める。
その他の法人	農事組合法人、会社及び各種団体以外の法人で、特例民法法人、一般社団法人、一般財団法人、宗教法人、医療法人などが該当する。
地方公共団体・財産区	地方公共団体とは、都道府県、市区町村が該当する。 財産区とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づき、市区町村の一部を財産として所有するために設けられた特別区をいう。
個人経営体	「農林業経営体」の規定のうち、世帯単位で事業を行う者をいう（一戸一法人は含まない。）。

農林業経営体の「家族・組織区分」と「個人・法人区分」の概念

	家族（世帯） としての経営		組織（世帯以外） としての経営	
	一戸一法人	非法人	法人	非法人
家族経営体	○	○		
組織経営体			○	○
個人経営体		○		
法人経営体	○		○	

(3) 土地

経営耕地

調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、畑及び樹園地）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。

経営耕地＝所有地（田、畑、樹園地）－貸付耕地－耕作放棄地＋借入耕地

借入耕地

他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。

貸付耕地

他人に貸し付けている自己所有耕地をいう。

耕作放棄地

以前耕作していた土地で、過去 1 年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地をいう。

保有山林

世帯又は組織が単独で経営できる山林をいい、個人、会社等が実際に所有している山林（所有山林）から山林として使用する目的で貸している土地（貸付林）を除いたものに、山林として使用する目的で借りている土地（借入林）を加えたものをいう。

(4) 農業経営組織別経営体数

単一経営経営体

農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が 8 割以上の経営体をいう。

準単一複合経営経営体

農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が 6 割以上 8 割未満の経営体をいう。

複合経営経営体

農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が 6 割未満の経営体をいう。

(5) 農業労働力

経営者	その経営体の農林業経営に責任を持つ者をいう。 なお、法人・任意組織の役員・構成員等のうち、過去 1 年間に農業経営に従事した人等を含む。
雇用者	農業経営のために雇った「常雇い」及び「臨時雇い」（手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む）の合計をいう。
常雇い	主として農業経営のために雇った人で、雇用契約（口頭の契約でも構わない）に際し、あらかじめ 7 か月以上の期間を定めて雇った人をいう。
臨時雇い	日雇い、季節雇いなど農業経営のために臨時雇いした人で、手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む。

(6) 農業生産関連事業

農産物の加工	販売を目的として、自ら生産した農産物をその使用割合の多寡にかかわらず用いて加工していることをいう。
貸農園・体験農園等	所有又は借り入れている農地を第三者を経由せず農園利用方式等により非農業者に利用させ、使用料を得ているものをいう。 なお、自己所有の農地を地方公共団体・農協が経営する市民農園に有償で貸与しているものは含まない。
観光農園	農業を営む者が、観光客等の第三者にほ場において自ら生産した農産物の収穫等の一部農作業を体験又はほ場を觀賞させて代金を得ている事業をいう。
農家民宿	農業を営む者が、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）に基づき都道府県知事の許可を得て観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し料金を得ている事業をいう。
農家レストラン	農業を営む者が、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づき都道府県知事の許可を得て、不特定の者に自ら生産した農産物や地域の食材

	をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し料金を得ている事業をいう。
海外への輸出	収穫した農産物等を商社や団体を経由して海外へ輸出している場合、又は輸出を目的として農産物の生産に取り組んでいる場合をいう。
(7) 農家等	
農家	調査期日現在で、経営耕地面積が 10a 以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が 10a 未満であっても、調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 15 万円以上あった世帯をいう。 「農業を営む」とは、営利又は自家消費のために耕種、養畜、養蚕、又は自家生産の農産物を原料とする加工を行うことをいう。
林家	調査期日現在で、保有山林面積が 1ha 以上の世帯をいう。
一世帯複数経営	同一世帯内で、例えば親と子が別々の農業（林業）経営を行い、それぞれの経営が農林業経営体の要件を満たしている場合をいう。
販売農家	経営耕地面積が 30a 以上又は調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 50 万円以上の農家をいう。
自給的農家	経営耕地面積が 30a 未満で、かつ、調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 50 万円未満の農家をいう。
土地持ち非農家	農家以外で耕地及び耕作放棄地を合わせて 5a 以上所有している世帯をいう。
(8) 主副業別	
主業農家	農業所得が主（農家所得の 50%以上が農業所得）で、調査期日前 1 年間に 60 日以上自営農業に従事している 65 歳未満の世帯員がいる農家をいう。
準主業農家	農外所得が主（農家所得の 50%未満が農業所得）で、調査期日前 1 年間に 60 日以上自営農業に従事している 65 歳未満の世帯員がいる農家をいう。
副業的農家	調査期日前 1 年間に 60 日以上自営農業に従事している 65 歳未満の世

	帯員がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）をいう。
農業専従者	調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事した者をいう。
(9) 専兼業別	
専業農家	世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家をいう。
兼業農家	世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家をいう。
第1種兼業農家	農業所得を主とする兼業農家をいう。
第2種兼業農家	農業所得を従とする兼業農家をいう。
生産年齢人口	15～64歳の者をいう。
(10) 農業従事者等	
農業後継者	次の代で親の農業経営を継承することが確認されている者をいう。
農業従事者	満15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいう。
農業就業人口	自営農業に従事した世帯員（農業従事者）のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者をいう。
基幹的農業従事者	自営農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、調査期日前1年間のふだんの状態が「主に仕事に従事していた者」をいう。
(11) 林業	
植林	山林とするために、伐採跡地や山林でなかった土地へ苗木を植えたり、種子をまいたり、さし木したりする作業をいう。
下刈りなど	林木の健全な育成のため行う下刈り作業と除伐、つる打ち、枝打ち、雪起こしなど、間伐以外の保育作業をいう。
間伐（切捨間伐、利用間伐）	間伐とは、林木を健全に成長させるため、立木密度を調整し、劣勢木、不用木など林木の一部を伐採することをいう。

	このうち、間伐材を林外に運搬し他に利用した場合を利用間伐、間伐材を林内に放置したままにした場合を切捨間伐という。
主伐	一定の林齢に生育した立木を、用材等で販売するために伐採することをいう。
素材生産量	素材とは「丸太」のことをさし、原木ともいう。 一般的には立方メートル（m ³ ）の単位で表示される。 なお、立木買いによる素材生産量を含む。
立木買い	立木を購入し、伐採して素材のまま販売することをいう。
用材	樹種を問わず製材用丸太、パルプ用材、合板用材、土木用材、農用材等に使用される材をいう。
ほだ木用原木	保有山林からの素材を、しいたけ、なめこ等のほだ木用の原木として販売したものをいう。
特用林産物	保有山林から生産又は採取し、販売したもののうち、用材、ほだ木用原木を除く薪炭原木、竹材、樹実、樹皮、葉、樹根、たけのこ、きのこ（天然性）等をいう。

3 利用上の注意

(1) 本書の数値は確定値であり、平成 22 年 11 月 26 日に本県が公表した「2010 年世界農林業センサス結果概要（概数値）－農林業経営体調査－」の数値と一部異なる。

また、農林水産省が平成 24 年 3 月までに刊行物として公表する報告書の数値とも異なる場合がある。

(2) 数値については、単位ごとに四捨五入してあるため、総数とその内訳を合計したものが一致しない場合がある。

(3) 表中に使用した記号は次のとおりである。

「0」…単位に満たないもの（例：0.4ha → 0ha）

「－」…調査は行ったが事実のないもの

「…」…事実不詳及び調査を欠くもの、又は比較不能のもの

「△」…減少したもの

「X」…調査客体の情報保護の観点から、統計表の項目ごとに経営体（農家）数が 2

以下となるような場合などに、経営内容が類推できないように表示したもの

(4) 本書の裏表紙には、付録として、新旧市区町村別一覧表データを収録した CD-R を添付しているので、利用されたい。